

令和6年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策 事業支援金（児童養護施設等分）に係るQ & A

福島県こども未来局児童家庭課
令和6年12月27日施行

〈【共通】申請に必要な書類について〉

- Q 1 申請にあたって、請求書や領収書等の証憑書類の提出は必要か？
A 1 不要です。ただし、証憑書類は支援金の支払いのあった年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
なお、県から証憑書類の提出を求められ、県の指定した期限までに証憑書類を提出いただけない場合は、支援金の返還を求める場合があります。

〈【共通】〉

- Q 2 提出期限に間に合わない場合はどうすれば良いか？
A 2 財源（重点支援地方交付金）の関係で県からの支払い期限が決まっているため基本的に期限厳守をお願いいたします。
なお、提出期限に間に合わない場合は児童家庭課に事前に御報告をお願いいたします。
【報告先】児童家庭課
電話：024-521-8665
メール：jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp

〈里親・児童自立生活援助事業所Ⅲ型における申請の取り扱い〉

- Q 3 対象となる児童は？
A 3 申請日時点で県から6カ月以上里親委託を受けた児童です。
- Q 4 6か月の計算はどのように行うのか？
A 4 措置決定日を1日目として、180日目を6か月目として計算します。180日以上委託を受けている場合に申請が可能です。

Q 5 複数の児童を委託されており、Aについては既に6か月以上委託されているが、Bについては4か月の委託となっている。この場合どのように申請したらよいか。

A 5 以下のいずれかにより申請願います。また、人数が3名以上の場合でも、以下の考え方を準用します。

① 【A・Bともに令和7年2月14日までに委託期間が6か月以上となる場合】
この場合、A・Bともに申請書の提出期限は『令和7年2月14日』となります。

Bの委託期間が6か月以上となった日～令和7年2月14日までの間に、対象となる児童数を「2名」としてA・Bまとめて申請してください。

② 【Aは令和7年2月14日までに委託期間が6か月以上となり、Bは令和7年2月15日～令和7年3月7日の間に委託期間が6か月以上となる場合】
この場合、Aの分の申請書の提出期限は『令和7年2月14日』、Bの分の申請書の提出期限は『令和7年3月7日』となります。

お手数ですが以下のように2度申請してください。

〈1〉 令和7年2月14日までに、対象となる児童を「1名」として一度申請
(Aの分)

〈2〉 令和7年3月7日までに、対象となる児童を「1名」として再度申請
(Bの分)

② 【Aは令和7年2月14日までに委託期間が6か月以上となり、Bは令和7年3月8日以降に委託期間が6か月以上となる場合】

この場合、Bについては対象となりません。

Aの分のみ『令和7年2月14日』までに、対象となる児童を「1名」として申請してください。

Q 6 児童の一時保護委託を複数回受けており、今年度通算で一時保護委託を受けた日数が180日を超えた。この場合は申請可能か。

A 6 今回は同一の児童を6か月以上受託している場合を対象としているため、申請できません。

**〈児童養護施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・児童自立生活
援助事業所（Ⅲ型除く）における申請の取り扱い〉**

Q 7 定員又は令和6年度暫定定員見込とはどう算定するのか。

A 7 別紙1～4のいずれかによって算定した数のうち最も大きい数となる算式を用いて、令和6年度暫定定員見込を算定してください。

なお、算定の結果令和6年度暫定定員見込が認可定員を超えた場合は認可定員を用いて申請してください。

※ファミリーホームは暫定定員の設定が不要のため別紙1～4の算定をせずに認可定員を用いて申請してください。